

令和7年度土木工事積算基準の改定について

1 改定スケジュール

- (1) 本県の「土木工事積算基準」は、原則として毎年度10月1日に全面改定
(国土交通省が4月1日に改定する積算基準を反映)
- (2) 令和7年度は、単価に係る以下の項目について早期適用
 - ① 現場環境の改善費用の充実(6月1日改定)
 - ② 週単位の週休2日(完全週休2日(土日))の補正係数を新設(8月1日改定)

2 改定概要

- (1) **移動時間を踏まえた歩掛改定**
建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和7年度の歩掛改定に反映
- (2) **土木工事標準歩掛の改定(新規3工種, 改定11工種)**
- (3) **施工パッケージ型積算関係(改定10工種)**
- (4) **鋼橋製作工関係**
鋼橋製作工の歩掛について、現場の実態を踏まえ改定
- (5) **ICT活用工事関係(新規1工種)**
ICT活用工事の積算における「保守点検」の廃止